令和6年度宍粟市特定事業主行動計画の取組状況の公表について

急速な少子化の進行等に伴い、次代の社会を担う子どもたちの健全な育成のため、公共機関、 事業主等が一体となり、それぞれの立場で子育てと仕事の両立に向けた取組等を実施していくこ とを目的として、「次世代育成支援対策推進法」が平成15年7月に制定され、本市においても、計 画的・集中的な次世代育成支援対策の取組を行ってきました。

加えて、女性がその個性と能力を十分に発揮し、職場において活躍できるよう推進することで 豊かな活力ある社会の実現をめざすことを目的として、「女性の職業生活における活躍の推進に関 する法律」が平成27年8月に制定され、本市においても、職場における性別による固定的役割分 担を廃し、昇任等の機会が積極的に活用されることで、性別問わずすべての職員が、個性と能力 を最大限に発揮できる環境づくりに取り組んできました。

これらの法律の趣旨をふまえ、宍粟市においても、次世代の育成に焦点を当てた計画と女性の活躍を推進するための計画を合わせ、相互に関連するさまざまな取組を一体的に推進することで、仕事と家庭との両立を図れるよう職場全体で支援をしていくことを目的として、令和3年4月に宍粟市特定事業主行動計画「第4次しそうさゆりプラン」を策定し、その取組を実施しています。

この資料では、令和6年度の宍粟市特定事業主行動計画「第4次しそうささゆりプラン」に係る取組内容及び実績を、次世代育成支援対策推進法第19条第5項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条第6項の規定に基づき公表します。

1. 子育てに関する制度の周知と情報提供

- 〇 出産・子育でに関する制度を記載した子育でハンドブック(管理者用含む)を、庁内 LA N (グループウェア) で職員へ配信しました。
- 職員(又はその配偶者)が妊娠・出産したことを把握した場合は、個別に人事担当者が相談に応じ、育児休業等の制度・手続について説明を行いました。
- 各種休暇・休業制度の取得状況は、下表のとおりです。

産前・産後休暇の取得人数は18人であるのに対し、妊産婦の通院休暇の取得人数は0人で、 これまで以上に積極的な制度周知が必要となっています。

また、男性の制度利用については、配偶者の出産補助休暇は7人、育児参加のための休暇は8人、子の看護休暇は67人の取得がありましたが、その他の制度の利用人数が少ない結果となりました。

例年同様、産前・産後休暇、育児休業については、職員への認知度も高いですが、その他の 制度については、引き続き制度の周知に努めていきます。

◆ 子育てに係る各種休暇・休業制度の取得状況(令和6年度)

区分	男性	女性	合計
妊産婦の通院休暇	_	0人	0人
産前・産後休暇	_	18人	18人
産後パパ休暇	3人	_	3人
配偶者の出産補助休暇	7人	_	7人

区分	男性	女性	合計
男性の育児参加のための休暇	8人	_	8人
育児休業	10人	18人	28人
育児休業法による部分休業	0人	14人	14人
子の看護休暇	36人	31人	67人
不妊治療に係る通院等のための休暇	0人	2人	2人
短時間勤務	0人	2人	2人

◆ 男女別職員の育児休業の取得率・平均取得期間(令和6年度)

性別	対象者数	取得者数	取得率	平均取得期間
男性	17人	10人	58.8%	5 か月
女性	18人	18人	100%	1年5か月

[※]育児休業が取得できる状況になった年度と実際に育児休業を取得し始める日の属する年度 が異なる場合、取得率が100%を超えることがあります。

2. 子育てを支援するための職場環境づくり

- 産前・産後休暇中及び育児休業取得中の職員が希望する必要な情報提供を行いました。
- 職員が育児休業等を取得できるように、その代替となる職員を確保しました。また、新たな取組として、育児休業法に基づく育児休業等代替任期付職員制度を構築しました。
- 子の看護休暇について、令和6年度から、看護する子の対象を小学生未満の子から中学生 未満の子となるよう規則を改正し、子育てと仕事との両立ができるような職場環境づくりの ための制度を整備し職員に周知しました。

このことにより、令和6年度の子の看護休暇取得日数は令和5年度(140日)比で142日増加しており(令和6年度は282日)、職員の子育て支援及び休暇取得促進に寄与したと言えます。

また、令和7年度から、休暇の対象となる要件に子の入園式・卒園式・入学式・卒業式などへの出席することを新たに加え、休暇の名称を「子の看護等休暇」とする制度改正を行いました。

3. 男性の育児参加のための支援

- 職員の配偶者の出産にあたり、該当職員に配偶者の出産補助休暇等の休暇制度の周知を行い、制度利用を励行しました。
- ◆ 男性職員の配偶者の出産補助休暇等の取得状況(令和6年度)

対象者数	出産	補助休暇	育児参加休暇		
刈 家有数	取得者数	平均取得期間	取得者数	平均取得期間	
17人	7人	1.6日	8人	3.9日	

4. 子育て機会の充実及び参加促進支援

- 毎月19日を育児の日に設定し、当日またはその前後の日の休暇取得、定時退庁を励行しま した。
- ゴールデンウイークや年末年始など、子どもの休みと重なる時期に、休暇の取得を励行しました。

5. 出会い等をサポート・推進する環境づくり

○ 庁内LAN (グループウェア) により、職員のハッピーリポート (本人承諾による結婚や 出産の情報) を配信し、職員間の情報共有を図り、助け合える職場環境を推進しました。

6. キャリアアップ支援・管理職登用拡大推進

○ 女性職員の意識改革及び指導力を有する職員の育成を図るため、女性職員を対象とした外 部研修への派遣を実施しました。

研修名	主催	派遣人数
キャリアデザインとネットワーク		
づくり	女性活躍推進センター	0.1
~自分らしく組織で活躍するため	(兵庫県立男女共同参画センター)	2人
に~		
やる気を引き出すマネジメント(管	女性活躍推進センター	0.1
理職向け)	(兵庫県立男女共同参画センター)	2人
女性職員エンカレッジ研修		
~みんなで話そう!これからの「仕	播磨自治研修協議会	2人
事と私」~		

7. 女性職員の採用及び人員配置

- 多くの優秀な女性を幅広く採用できるように、職員募集案内やホームページ等を活用し、 女性にとって働きやすい職場であることをPRしました。
- ◆ 女性職員の採用割合(一般事務職)

校田年日日		申込人数				採用人数		
採用年月日	男	女	計	割合	男	女	計	割合
R6. 4. 1採用	31人	15人	46人	32.6%	6人	3人	9人	33. 3%

- 女性職員が能力を十分に発揮し活躍するために、職域の拡大と幅広い職務を経験できるような人員配置に努めました。
- ◆ 役職段階に占める女性職員の割合(行政職給料表) 〔令和6年4月1日現在〕 ※幼保職、再任用、任期付職員を除く

職員	区分	男性	女性	合計	女性職員の割合
1級	主事	23人	15人	38人	39. 5%

職員	員区分	男性	女性	合計	女性職員	員の割合
2級	主事	16人	19人	35人	54.	. 3%
3級	主査	54人	33人	87人	37.	. 9%
4級	主幹・係長	58人	29人	87人	33.	. 3%
5 級	副課長	41人	12人	53人	22.6%	
	課長	19人	8人	27人	29.6%	99 90/
6 級	次長	22人	5人	27人	18.5%	22. 3%
	部長	12人	2人	14人	14. 3%	
	計	245人	123人	368人	33.4%	

8. 柔軟な働き方

○ 育児や介護等の事情により、出勤することが難しい職員の家庭と仕事の両立を支援できるよう、柔軟な働き方の1つであるリモートワークが実施できる職場環境を目的として、引き続き、テレワーク制度を実施しました。

9. 時間外勤務の縮減

- 毎週水曜日をノー残業デーとし、朝昼夕にパソコンの画面にポップアップでノー残業デー の表示、17時45分に一斉消灯を行い、定時退庁を励行しました。
- 6月1日から9月30日までの間、水曜日以外に週に1日、定時退庁日を増設する「プラスワンデー」を設定し、定時退庁を励行しました。
- 毎日終礼を実施し、各所属長が課内での業務の進捗を確認することで、定時退庁へのきっかけづくりとしました。
- 恒常的に時間外勤務が多い職員に対して、産業医による面接を行い、保健指導を実施する など、職員の健康管理に努めました。
- ◆ 職員の時間外勤務の状況(令和6年度)

月平均時間数	年間360時間以上の割合				
月平均时间级	人数	割合	Ę	男女別人数	男女別割合
11.7時間	99 J	9. 7%	男	16人	69.6%
11. (中寸 町)	23人	9. 7%	女	7人	30.4%

[※]公立宍粟総合病院勤務の職員を除く。

10. 休暇及び長期休暇の取得促進

- 計画的な年次休暇及び夏季休暇の取得を励行するとともに、土日祝日に合わせて休暇を取得する連続休暇を励行しました。
- ◆ 年次有給休暇の平均取得日数(令和6年)

平均取得日数	目標値
12.5日	12日(取得日数割合60%)

[※]管理職等の時間外勤務手当が支給されない職員を除く。

11. 意識改革に関する取組

- 庁内にハラスメント相談窓口及び相談員を設置するとともに、職員のハラスメント等に対する認識を深めるために、定期的に庁内 LAN (グループウェア) を利用して周知を行いました。
- 職員の意欲と能力を引き出し、日々の業務を通じて人材育成を行うには、直属の上司の役割が重要であり、人事評価の面談において、部下職員と現状の認識、役割への期待、目標等をしっかり共有し、適切な指導助言を行えるようにするため、課長・副課長級職員を対象にした研修を実施し、職員一人ひとりの自律的な成長と職員の成長を支える職場づくりを学びました。